

医療費控除は領収書が 提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“**医療費控除の明細書**”の添付
が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- ※ 「医療費控除の明細書」は、国税庁のホームページよりダウンロードすることができます。

医療費控除の明細書の記載例(国税太郎さん)

申告をする医療費

(生計が同じ妻:花子さん)

■ 国税太郎さんが受けた医療

2/18 ■■病院 診療 6,000円 1

5/28 ■■病院 診療 3,400円

▲▲薬局 医薬品 700円 2

■ 国税花子さんが受けた医療

9/13 ○○診療所 診療 3,300円

医薬品 1,100円 3

●医療を受けた人

●病院・薬局

ごとに**医療費**を
合計して記載します。

お問合せ

- 甲府税務署 ☎254-6105
- 南アルプス市役所 税務課 ☎282-7379

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。
※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通ずる書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ⑦	円 ⑧	円

(①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称)

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円	円

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
1 国税 太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
2 同 上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
3 国税 花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで!

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp



税務署